

# 平成29年度 三股町利用者負担額(保育料)【月額:円】

1号認定(幼稚園・認定こども園の教育利用)

国基準		三股町基準			
階層	利用者負担額	階層	階層区分	利用者負担額	
①	0	①	生活保護世帯	0	
②-1	0	②-1	町民税非課税世帯	0	
			ひとり親・在宅障がい者世帯等		
②-2	3000 [0]	②-2	(所得割非課税世帯を含む)	3,000 (0)	
			上記以外		
③-1	3000 [0]	③-1	59,000円以下	ひとり親・在宅障がい者世帯等	3,000 (0)
				上記以外	9,000 (4,500)
③-2	14100 [7,050]	③-2	59,001円～77,101円未満	ひとり親・在宅障がい者世帯等	3,000 (0)
				上記以外	12,000 (6,000)
④	20,500	④-1	所得割額	77,101円～100,000円以下	14,000 (7,000)
				100,001円～150,000円以下	16,000 (8,000)
				150,001円～211,200円以下	17,000 (8,500)
⑤	25,700	⑤-1	211,201円～288,300円以下	20,000 (10,000)	
				⑤-2	288,301円以上

2・3号認定(保育園・認定こども園の保育利用)

三股町 基準額						(参考)国基準額		
階層	階層区分	利用者負担額 標準時間認定		利用者負担額 短時間認定		階層	利用者負担額 標準時間認定	
		2号 3歳以上	3号 3歳未満	2号 3歳以上	3号 3歳未満		2号 3歳以上	3号 3歳未満
A	生活保護世帯	0	0	0	0	1	0	0
B1	町民税均等割非課税所得割非課税世帯	0	0	0	0	2	0	0
B2	上記以外	5,000 (0)	7,000 (0)	5,000 (0)	7,000 (0)		6000 [0]	9000 [0]
B3	町民税均等割のみ世帯	4,500 (0)	5,500 (0)	4,400 (0)	5,400 (0)	2	-	-
B4	上記以外	9,000 (4,500)	11,000 (5,500)	8,800 (4,400)	10,800 (5,400)		-	-
C1	24,600円未満	ひとり親・在宅障がい者世帯等	6,000 (0)	7,000 (0)	5,900 (0)	6,900 (0)	6000 [0]	9000 [0]
C2		上記以外	12,000 (6,000)	14,000 (7,000)	11,800 (5,900)	13,800 (6,900)	16,500	19,500
C3	24,600円～48,600円未満	ひとり親・在宅障がい者世帯等	6,000 (0)	8,500 (0)	6,000 (0)	8,400 (0)	6000 [0]	9000 [0]
C4		上記以外	14,000 (7,000)	17,000 (8,500)	13,800 (6,900)	16,800 (8,400)	16,500	19,500
D1	48,600円～73,000円未満	ひとり親・在宅障がい者世帯等	6,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	9,000 (0)	6000 [0]	9000 [0]
D2		上記以外	19,000 (9,500)	22,000 (11,000)	18,600 (9,300)	21,600 (10,800)	27,000	30,000
D3	73,000円～77,101円未満	ひとり親・在宅障がい者世帯等	6,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	9,000 (0)	6000 [0]	9000 [0]
D4		上記以外	24,000 (12,000)	28,000 (14,000)	23,600 (11,800)	27,600 (13,800)	27,000	30,000
D5	77,101円～97,000円未満	24,000 (12,000)	28,000 (14,000)	23,600 (11,800)	27,600 (13,800)	27,000	30,000	
E1	97,000円～133,000円未満	27,000 (13,500)	36,000 (18,000)	26,400 (13,200)	35,400 (17,700)	5	41,500	44,500
E2	133,000円～169,000円未満	28,000 (14,000)	42,000 (21,000)	27,400 (13,700)	41,200 (20,600)			
F	169,000円～301,000円未満	29,000 (14,500)	45,000 (22,500)	28,600 (14,300)	44,200 (22,100)	6	58,000	61,000
G	301,000円～397,000円未満	30,000 (15,000)	46,000 (23,000)	29,400 (14,700)	45,200 (22,600)	7	77,000	80,000
H	397,000円以上	31,000 (15,500)	47,000 (23,500)	30,400 (15,200)	46,200 (23,100)	8	101,000	104,000

～注意事項～

- ① 2・3号認定児童の保育料は、児童の当該年度(4月1日現在)の満年齢により決定されますので、年度途中で誕生日を迎えても保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度(4月1日現在)の満年齢により決定されます。
- ② 平成29年4月～8月までは、平成28年度町民税にて算定し、平成29年9月～平成30年8月までは平成29年度町民税で算定します。
- ③ 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の適用はありません。
- ④ 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設等を利用している場合、最も年齢の高い児童が上の段、次に年齢の高い児童が下段( )額、3人目以降の児童は無料となります。(給付対象施設等認可を受けている施設に限ります)
- ⑤ 多子軽減について、1号認定については、3歳～小学3年生までの範囲内、2・3号認定の場合小学校就学前までの範囲内です。  
ただし、町民税所得割額が【1号認定】については77,101円未満、【2・3号】については57,700円未満の世帯(ひとり親・在宅障がい者世帯等は77,101円未満)に限り多子計算の年齢制限を撤廃して、保護者と生計を一にする子どもの年齢の高い順から第1子、第2子とカウントします。利用者負担額は第1子全額、第2子半額、第3子以降は無料となります。
- ⑥ 上記利用料のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。
- ⑦ 新制度に移行しない施設や認可外保育園等は料金が異なりますので、各施設に直接お問い合わせください。
- ⑧ 国基準額とは、国が定めている保育料ですが、保護者の方の負担軽減を図るために町独自の保育料を定め、その差額分については、三股町が補填しています。